

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 損失額を超える保険金

Q：私はこの度、自宅が火災で焼失し火災保険金を受け取りました。この保険金の税務上の取扱いを教えてください。

また、その受け取った保険金が建物の損失額を超えていた場合は、どうなるのでしょうか。

A：あなたが受け取った保険金には、税金は課税されません。また、保険金が建物の損失額を超えていた場合でも、税金は課税されません。

【解説】

損害保険契約に基づく保険金で、資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金を、被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族又は生計を一にする親族が受け取った場合には、税務上全額非課税になります。

したがって、ご質問の場合、あなたが受け取った保険金には税金は課税されません。

また、たとえ受け取った火災保険金が、その火災などによって受けた損失を超えることになっても、所得税は課税されません。

なお、住宅が火災で焼失した場合には、雑損控除の対象となりますが、受け取った保険金については、住宅の損失額の計算上差し引かれることとなります。

